

第4回 佐倉市大学等の誘致に関する懇話会

1. 日 時 平成26年11月7日（金）午前10時～12時
 2. 会 場 佐倉市役所1号館3階会議室
 3. 内 容
 - （1）佐倉市と各大学との連携状況
 - （2）他団体における誘致事例調査
 - （3）各委員の意見に基づく論点の整理
 - （4）その他事務連絡等
-

会議資料

1. 佐倉市と各大学との連携協定一覧
2. 他団体における誘致事例調査（補足2）
3. 前回要録（第3回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会 主な意見）
4. 意見書作成に向けての論点整理（大学誘致に伴う公的支援のあり方について）

佐倉市と大学との連携協定一覧

No.	大学(法人)名	連携協定日	協定による連携協力事項	主な協力実績・実施事業	背景
1	学校法人 女子美術大学	H24.4.2	①教育、文化の振興と発展 ②人材育成 ③まちづくり ④産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・さくらフェスタフアッションショー ・公民館子ども向けワークショップ ・市政60周年記念CM作成 ・大村智理事長講演会 	佐藤志津第2代校長が 佐倉ゆかりの人物他
2	学校法人順天堂	H24.10.23	①教育、文化の振興と発展 ②人材育成 ③まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレッジ等への講師派遣 ・小学生通学合宿運営協力 ・健康・スポーツ分野講演会 ・順天堂記念館の資料作成 ・市小中学校への実習生受入 	佐倉市は“順天堂”発祥の 地(佐倉順天堂記念館)
3	学校法人東邦大学	H26.3.27	①医療・保健 ②健康教育・生涯学習 ③環境の保全 ④地域防災整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な市民公開講座の実施 ・病児病後児保育事業への協力 ・外科手術体験セミナー ・東邦大学里山応援隊 	平成3年に東邦大学医療セ ンター佐倉病院(現在名)が 市の誘致により開院
4	千葉敬愛短期大学	H26.8.28	①市の施策の推進や地域の課題解決 ②地域づくり活動やボランティア活動 ③教育及び福祉の向上並びに子育て支援 ④人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民カレッジ等への講師派遣 ・夏休み子ども向け公開講座 ・通学合宿運営協力 ・市立美術館実物作品を用いた授業研究 ・市小学校、保育園への実習生受入 	昭和62年に初等教育科(現 学科名:現代子ども学科)が 千葉市から佐倉市山王キヤ ンパスに移転

他団体における誘致事例調査（補足 2）

前回、報告を行った大学の補助類型及び補助額に、無償譲渡あるいは無償貸与を行っている土地の想定価格を加えた試算を行った。

なお、土地価格については 1 件を除き路線価あるいは近隣の基準宅地を基にした想定値であり、実際の不動産取引においては需給や土地の形態等により大きく異なることから、あくまでも参考値であることに注意が必要である。

No.	土地	建物	補助額	土地面積 (㎡)	固定資産税 路線価 (基準宅地)	土地 想定価格	固定資産税 相当年額	土地想定価格を 含めた補助額	その他
1	無償貸与	無償譲渡	500,000	20,309	18.9	383,840	4,568	883,840	設立補助金
2	無償貸与			3,142	46.1	144,846	1,724	144,846	
3	無償貸与	建設費補助	460,000	20,280	43.6	884,208	10,522	1,344,208	
4		建設費補助	75,000					75,000	
5	無償譲渡		119,000	48,672	33.9	1,649,981	19,635	1,768,981	造成・開発費補助
6			5,319,190					5,319,190	施設整備借入金利子補給
7		建設費補助	833,000					833,000	開設時運営費補助
8			120,000					120,000	大学誘致及び整備促進補助金
9	無償貸与	建設費補助	200,000	96,201	23.4	2,251,103	26,788	2,451,103	
10									用地選定事務の補助
11		建設費補助	600,000					600,000	
12		無償貸与							廃校利用
13		建設費補助	200,000					200,000	
14			96,000					96,000	大学誘致及び整備促進補助金
15	有償貸与	有償譲渡		36,593					廃校利用
16		建設費補助	110,000					110,000	
17			160,000					160,000	大学誘致及び整備促進補助金
18	無償譲渡	無償譲渡		47,059	22.1	1,040,004	12,376	1,040,004	廃校利用
19	無償貸与			110,003	8.4	924,025	10,996	924,025	
20									特区指定による要件の弾力化
21									関係機関との調整
22	無償貸与	建設費補助	300,000	101,351	16.8	1,702,697	20,262	2,002,697	借地及び教室借家料の市負担
23	有償譲渡			7,779					
24	無償貸与	無償貸与		30,305	125.0	3,788,125	45,079	3,788,125	廃校利用
25	無償貸与	建設費補助	5,157,004	17,454		2,856,004	33,986	5,157,004	※補助額に土地購入費を含む
26		建設費補助	43,044					43,044	
27	無償貸与		100,542	10,413	8.4	87,469	1,041	188,011	造成・開発費補助
28		建設費補助	47,000					47,000	
中央値			180,000			1,040,004	12,376	716,500	

○無償譲渡あるいは無償貸与を行っている土地(想定)価格の中央値は約 10 億 4 千万円であるが、大学誘致のために取得した 1 件を除き、市有地を提供したものである。

○上記による固定資産税及び都市計画税想定値の中央値は約 1,200 万円である。

○補助額のうち、実支出額の中央値は 1 億 8 千万円であるが、想定される土地価格を参入した中央値は 7 億 1650 万円である。

第3回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会 主な意見

他自治体の誘致事例について

- 誘致に際して用地の無償貸与・無償譲渡をした場合、その用地等の資産価値を算入しないと、実質的な財政支援の規模は明らかにならない。算出の可能性について検討すべきである。
- 他の自治体における誘致の事例を分析すると、直接的な補助額は中央値でみると2億円程度である。しかし、他に比べて突出した額の補助を行っている事例がいくつかあり、有名大学の開設事例では大きな額の補助が行われている。有名大学であれば学部の規模も大きくすることができるため、全体スケールも大きくなるということがある。
- 雇用の拡大を除いては、大学誘致による何らかの効果が実感されている。雇用の拡大については、効果が感じられたのは誘致事例の4分の1程度に留まっている。
- 大学誘致により雇用への効果を期待するのは難しいのではないかと感じた。期待が大きかったとしても成果や実感はないということが確認できた。
- 大学は定員を満たすことが難しい時代に入り、「大学が来るイコール若者が増える」と簡単に判断することはできない。
- 私立大学では学年が上がるにつれ退学する学生がある程度出る。定員充足率は学年が上がるに比して下がる傾向である。一方、大学の規模が大きいところは多少充足率が低くとも、若者の人口は増え、小規模の大学では充足率が上がっても人口はそれほど増えるものではない。
- 東京23区内に、ブランド力のある大学が進出した事例等は佐倉市での誘致においては参考とすることはできない。
- 廃校利用という手法は既存施設のリユースという点で注目すべきである。今あるインフラ整備もなされたものを使う、コストダウンの手法として重視すべきである。
- 学校は地域にとって非常に大きい存在である。大きな自治体でも、小中学校の統廃合が進んでいるが、廃校に対しては地域から反対が強くなる。ある程度の投資をしても、大学として形を変えて、地域の拠点として残していくことは地域コミュニティにとって非常に意義がある。

市民意識調査結果について

- 人口割合による補正後も基本的には大きな変化がないことから、市民意識調査の結果は、市民全体の意見が反映されていることが確認された。

- 雇用の拡大については、補正前は 18.1%の人が大学誘致の効果として期待しているとされていたが、補正後には 21%となっており、そこに若い人のニーズを感じる。
- 市民の期待が高い項目は、昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化、学生の社会貢献などであるが、先進地においても、昼間人口の活性化、コミュニティの活性化などについて、効果が実感されている。このあたりは市民のニーズと誘致の効果が合致していると思われる。一方、雇用の拡大については、効果を求めるのは厳しいと思われる。
- 昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化については、大学を誘致する前の状態を把握しておくことが大切である。もともと若い人が少ない地域に誘致すると、変化が分かりやすく効果も感じられるが、元々の人数が多ければ効果が実感しにくいであろう。
- 3項目を選択する調査において、それぞれの効果項目の期待値が概ね 20%台であり、多いものでも 30%程度であることから、市民は皆、大学誘致に何らかの期待をしているが、期待している項目が分散していると判断される。
- 先進地において、誘致の効果を感じたという回答が多い賑わいの創出や地域の活性化、学生の社会貢献などの項目は、市から大学側に働きかけることで更に効果を高めることが可能である。人口増加や経済的効果などの金銭に置き換えられる効果の発現は難しいが、市と大学との関わり方によっては効果を高めることができる項目もある。
- このような学部を誘致することにより、このような効果を期待するという様に具体的な案を提示した上で意識調査を実施すると、異なった結果が得られるのではないか。

経済効果調査について

- 教職員が市内に 3 割居住するという仮定は過大ではないか。特に理由がない限り、地元に住もうという教員はあまりいない。佐倉市は交通の便もいいので更に厳しいだろう。私の知る限りでも、かなり遠方から通う事例は珍しくない。
- 全体数では学生が 870 人に対して教職員数は 20 人という仮定は過小ではないか。
- 今回の経済波及効果調査は、限られた時間とデータの中ではきちんと算定されていると評価できる。ただし二次的効果の算出については千葉県全体の消費に依存するため、かなり誤差が生じるのではないかと考えられる。
- 建設時の雇用誘発人数 386 人というのは、そのまま雇用が発生するものではなく、386 人分の労働時間が発生するという意味であり、実際は、可能な限り既被用者

の時間外労働や、人事配置等により対応されると思われる。

- 毎年の雇用誘発人数 155 人は上限の推計値ではないかと思われる。
- 経済効果の算出方法としてはスタンダードな手法で算出しているが、規模的には県レベルでの算出方法である。佐倉市がミニ千葉県のように産業分野が集約縮小してすべてそろっているわけではないので、楽観的な数字にならざるを得ない。実際はもっと低くなるだろう。税収効果としてもかなり難しいだろう。
- 経済波及効果は数億円といった数字が独り歩きしがちであるが、誘致に関連して発生する経済効果が、どのような可能性により、こういった効果が発生するのか、構造的に明らかになった点に算出の意義がある。

4. 各委員の意見に基づく論点の整理について

- 「更に、中央教育審議会大学分科会が「大学のガバナンス改革の推進について」（平成 26 年 2 月 12 日）を示しており、今後はその影響が出てくることも見込まれる」と表記があるが、具体的にどのような影響が見込まれるのか詳しく論述したほうが良い。学長の権限強化を図り、リーダーシップをとって経営を図るといった要旨であったかと思うが、もう少し分かるような表現としたい。
- 「大学の設置による効果は、経済的な効果に限定されるものではない。（中略）経済的な効果は重要な要素ではあるが、それ以外にも教育的な側面、地域コミュニティの振興の側面などで、様々な効果が期待できる」とあるが、経済効果を過小視する記述と受け取られかねない。経済効果も並列、あるいはそれ以上であるといった表現にしたほうがいいのではないか。
- 公金の支出を行う以上、経済的な効果があるかどうかについては当然考えなければならぬ。しかし大学誘致は企業誘致とは違い、経済的な効果だけを検討するのは不十分である。
- 東京理科大学が久喜市から誘致後 20 年で本部である神楽坂に移転するという報道があった。このように、一旦は誘致ができたとしても、その後に撤退することが起こりうることを踏まえながら、誘致計画を考えた方が良いのではないか。例えば大学が撤退した後は、市民が活用できる施設とするなど、お金をかけて整備した施設や、インフラ整備などの投資が無駄にならないような検討が必要と考える。
- 大学が用地を市から借りる場合は問題ないが、第三者である企業や個人などが貸主となる場合、法律上は使用貸借契約となり、賃料を支払わなくてもいいという点はプラスであるが、大学側の立場がたいへん弱いものとなる。その土地を第三者に売られてしまう場合、今までの使用貸借の権利を主張できなくなってしまう。

例えば、市が貸借の当事者になる、あるいは契約条件に関わることなどはできないか。大学側の本意ではない立ち退きといった事態に陥ることがないように、貸与地が市所有ではない場合は、権利確保の手立てを考える必要がある。

- 「市が何のために誘致をするのか」という意思が重要であると考え。その意思によって、市からとても良い条件を提示することもあれば、逆に、市が有利な立場で、提示した条件を満たすことができるのならばお越しいただきたいといった形での誘致もありうると思われる。
- 進出する大学としては、設立のタイミング、スピード感を強く意識しているであろう。それを踏まえたうえで、目的を明確に持って、市がどのように主体的に大学誘致を捉えるかによって、条件の提示や補助金の出し方や時期に大きい影響が出るのではないか。市がどう考えるのかが大切だという点を踏まえて意見書をまとめたい。
- 先に市から誘致の目的が提示されていれば、大学、学部、条件、形態、手法などを目的別に議論し、提言をすることができるが、現状ではそれは非常に難しい。
- まずは、なぜ大学を誘致するのかという理念を明らかにするべきだ。目的が決まればあとは整理されていく。経済的効果を主たる狙いとするのか、それ以外も重視するのか。場合によっては他の効果をメインと考えるのか。行政が公金を使って行うことなので、経済的効果や経済的効率性は当然検討しなければならないが、別の見方をすれば、行政が実行するからこそ、経済効果以外のものを目的としてもよいわけである。大学誘致は政策的な判断に尽きる。
- 懇話会の役割は、「まずは目的をはっきりさせることが大切である」という点を明示することであろう。

大学誘致に伴う公的支援のあり方について (意見書作成に向けての論点整理)

1. 大学誘致の背景

(1) 全国における大学誘致の歴史

大学を始めとする高等教育機関の整備については、18歳人口の増減や、高等教育への進学動向を踏まえ、計画的な整備を行うことを目的として、昭和51年度以降5回にわたり、文部省(当時)による「高等教育計画」が策定されました(平成12～16年度は「将来構想」)。高等教育計画では、18歳人口の増減等に基づき、計画期間中の進学率や入学定員の規模等を想定した上で、大都市圏における大学等の新增設を抑制するなど、地域別・分野別の抑制方針が定められました。

地方公共団体による大学誘致の歴史を見ると、第3次全国総合開発計画(三全総)の定住圏構想が一つの契機となっていることがわかります。昭和55年(1980)に、この定住圏構想に基づく地方再生の一方策として、国土庁(当時)は「大学関係者のための学園計画地ライブラリー」を設置し、誘致をする自治体と大学の橋渡しを始めます。その後、18歳人口急増期を前にした昭和61年(1986)に文部省が発表した3回目の高等教育計画である「昭和61年度(86年)以降の高等教育の計画的整備について」において、18歳人口ピーク時の進学機会を確保するとともに大都市への大学等の集中を抑制し、引き続き地方に重点を置いた整備を行うための方策の一つとして、国、地方公共団体、学校法人による公私協力方式による大学、短大設置構想が打ち出され、各地で公私協力方式による大学誘致が行われることとなりました。

日本私立大学協会によると昭和60年(1985)以前の20年間に新設された私立大学122校のうち、地方公共団体の支援を受けた大学はわずか6校でしたが、昭和61年から平成17年(2005)までの20年間では、215校中88校(40.9%)へと急増しています。しかし、平成4年(1992)をピークに18歳人口が減少に転じた後は、大学や学部の収容定員の増を抑制してきた方針が平成15年度から基本的に撤廃されたこともあり、都市部の大規模校に志願者が集中し、公私協力方式により設立された地方の小規模校には学生が集まりにくくなり、定員を確保できない大学が増加しています。

また、平成14年(2002)には、それまで大都市において大学キャンパスの設置を規制していた「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」が廃止されたことにより、大学施設の大都市回帰の動きが更に強まることとなり、現在もその傾向が続いています。

(2) 他の地方公共団体における大学誘致

地方都市と大都市圏では、大学誘致に関する背景、条件が大きく異なっています。また、首都圏内においても23区内と周辺都市とでは事情が異なり、好条件の地域では地方公共団体による直接的な支援なしに大学が開設される事例も散見されます。誘致を行う地方公共団体が公募入札を実施し、大学側が用地を地方公共団体から購入して進出する事例も見られます。

当然のごとく、大学側が主体となって設置場所を選定した後に、地方公共団体からの支援を求めた場合と、地方公共団体側の発意により誘致が行われた場合とでは、援助の内容等に違いが生じる結果となっています。

当懇話会における調査により把握した範囲においては、過去10年間に行われた市区町村による大学の誘致に伴い、地方公共団体が支出した補助金の額の中央値は約2億円となっています。しかし、件数はごく少数ですが、大都市部に有名大学が開設された事例においては多額の補助金が支出されています。

また、地方公共団体による大学誘致の背景、経緯は多種多様です。多くの場合において、援助を行うべきか否か、どの程度の支援が可能かなどの検討は、それぞれ誘致に至る経緯等が重視され、ケースバイケースによる決定がなされており、補助金交付について事前に一律的なルールを作っている例は、ごくまれであることから、事前に汎用的な補助制度を設置することは非常に難しいのではないかと思います。

なお、地方都市において、専門学校、短期大学などから昇格する形で看護系学部が設置される事例が多く見られましたが、その場合には、新たに用地を確保する必要がないなど、佐倉市が想定する大学誘致とは、だいぶ内容が異なることから、今回は検討の対象とはしないこととしました。

また、18歳人口の減少、国際化の進展という社会情勢の中で、リカレント教育や学生の国際化、留学生の受入れに積極的な大学も多く、中には全学生数の半数近くを留学生が占める大学などもあるようです。

また、各地の誘致事例において、少子化の影響等により廃校となった小中学校や高等学校の跡地、施設の再利用の一環として、大学等が誘致された事案が散見されます。学校は地域にとって非常に大きな存在ですが、都市部の大規模な市区においても、小中学校の統廃合が必要となる事案が発生しています。廃校に対しては地元地域からの強い反対も予想される中で、整理統合が必要となった学校を、大学という形に変えて、地域の拠点として残していくことは地域コミュニティにとって非常に意義があると思われれます。不用となった学校施設を活用して大学を誘致することは、誘致コストを低減するというだけでなく、地域の活性化策として意義のある方策ではないかと思います。

(3) 市議会における議論や市民の意見

佐倉市議会は、平成24年11月定例会において、順天堂大学の誘致に関する意見書を採択しています。意見書の採択にあたり、少数の反対意見がありましたが、その反対理由は、大学の誘致自体には概ね賛成ではあるものの、誘致に伴う財政援助等の負担の程度が不明であることから、高額な財政負担、過大な負担を危惧するという内容でした。佐倉市議会におけるその後の議論を見ても、市議会としては大学の誘致を推進する意見が大勢であると思われま

す。一方、佐倉市企画政策課が平成26年5月に実施した市政に関する市民意識調査の中で、大学誘致に関する項目が設定されています。調査内容は、佐倉市が大学誘致を進めているという前提の下に、期待する効果、実施すべき支援策を質問するものとなっています。このことから、佐倉市が大学誘致を積極的に進めるという立場に立っていることがわかります。また、この意識調査においては、若い世代の回答率が低く、高齢者の回答率が高い傾向があることから、当懇話会では、人口構成比による補正を試みるなど、市民意見を正確に反映するための分析に努めました。その結果、補正前と補正後のどちらを見ても、大学誘致に際して、市の財政負担を伴う支援策を実施すること自体は、おおむね賛成であると読み取ることができます。また、支援の方法や規模についての質問への回答では、誘致をする大学に対して補助金支出等の直接的支援を行うことについて肯定的な意見を持つ人の割合は、否定的な意見を持つ人の割合を僅かに下回っていますが、30歳代より若い世代に限ると、補助金支出に肯定的な意見が、否定的な意見を上回っています。

誘致による効果については、市民は、大学誘致は佐倉市に何らかの効果をもたらすと期待していますが、その期待内容は、分散し、多岐にわたっています。そのような中で、全体として、定住人口の増加、昼間人口の増加及び地域コミュニティの活性化などへの期待が比較的高くなっています。一方、18～29歳の世代に限っては、他の世代とは異なり、「市民にとっての雇用の場の拡大」や「地域への愛着の向上」への期待が高くなっています。

2. 誘致の方針について

(1) 大学誘致の効果

佐倉市は、870人規模のスポーツ系大学が市内に進出した場合を想定した経済波及効果の調査を実施し、本年10月にその結果を取りまとめました。それによると、建設時の直接効果としては、需用増加額を48億5,000万円、経済波及効果を含むと64億8,300万円、雇用誘発人数386人と試算し、また、大学開設後の毎年の需用増加額を16億6,300万円、経済波及効果額は21億1,000万円で、雇用誘発人数を155人、個人市民税の税込効果額は1,570万円としています。この調査は、経済効果の算出方法としては標準的な手法で実施し、限ら

れた時間とデータの中ではきちんと算定されていると評価できると思われます。しかし、そもそも、この算出法は県レベルの規模に適した手法であり、佐倉市が千葉県全体で見た場合と同様の産業構成を保持しているわけではないことから、導き出された数値は、楽観的なものにならざるを得ません。このことから、実際の効果額は、これを下回ることが予想されます。税収効果についても同様のことが言えます。

また、雇用誘発人数についても、実際に算出された人数の雇用が新たに発生するというものではなく、その分の労働時間が発生するという意味であり、現実には、現在いる職員の時間外労働や、人事配置等により対応されることも多いことから、雇用誘発人数で示されているのは最大値であると考えべきです。

経済波及効果という、とかく数億円といった数字が独り歩きしがちですが、数値の意味を正しく理解することが必要です。むしろ、大学の誘致によりどのような経済効果が、どのように発生するのか、その構造が明らかになった点に意義があると考えられます。

最も重要な視点は、大学の設置による効果は、経済的な効果に限定されるものではないということです。大学は市内の高校生にとっては進学先であり、地元企業にとっては人的資源の供給主体となります。また、市民に高度な専門知識を供与する学習機会の提供主体ともなるわけです。このように経済的側面以外で、大学の誘致により様々な面で効果が発生する可能性があります。経済的（波及）効果は重要な要素のひとつではありますが、それ以外にも教育的側面、地域コミュニティの振興の側面などで発生する様々な効果を重視する必要があります。

佐倉市が実施した市民意識調査によると、大学誘致による効果として、市民の期待が高い項目は、昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化、学生の社会貢献などですが、これまでに大学誘致を行った先進自治体においても、昼間人口の活性化、コミュニティの活性化などについては、効果が実感されており、この点については市民のニーズに十分に答えることができると期待できます。一方、雇用の拡大については、今回行った先進地に対する調査において、効果を感じたと回答した地方公共団体は4分の1に留まっており、大学の誘致により雇用機会の大幅な拡大を期待することは難しいのではないかと思います。

誘致にあたっては、それらのデータを踏まえて、誘致の目的、行政側が期待する効果等をあらかじめ整理し、なぜ、その大学（学部・学科）を誘致する必要があるのかを分かりやすく市民に明示すべきであると考えます。また行政側からの説明に加えて、大学側からも、いつ、どのように地域への貢献を実行するのか説明がなされることが望ましいと考えます。

また、学生の社会貢献などについては、市から大学に働きかけることで更に効果を高めることが可能です。この他にも、市と大学との関わり方によって誘致の効果を高めることが可能な分野があると思われます。

なお、昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化については、事後に誘致の効果を検証するために、大学を誘致する前の状態を十分に把握しておく必要があります。

(2) 誘致する大学の選定

大学の誘致により昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化等で効果の実感がされているようですが、一方で、大学経営の面から見ると、学生定員を満たすことが難しい時代に入り、どのような大学でも「大学が設置されることイコール若者が増えること」と安易に期待をすることはできません。

定員充足率が低い大学等では、期待した効果が発現されにくいと言わざるを得ません。更に、私立大学では学年が上がるにつれ退学する学生がある程度出ることから、定員充足率は学年が上がるに比して下がる傾向があります。大学の規模が大きい大学が開設されれば、多少充足率が低くとも、若者人口の増加を実感できるかもしれませんが、小規模の大学を誘致した場合は、定員充足率が高くとも、人口増へのインパクトは限定的になるということがあります。また、外国からの留学生が多い大学等があるなど、大学の姿は様々であり、誘致する大学によっては、地域が期待した姿とは違う状況が発生することがあり得るということもあらかじめ念頭に置く必要があります。

また、学生を多く集めて順調に運営されている大学とそうでない大学の格差が広がっています。社会情勢等の変化により、その時々で学部、学科の人気や在り方に影響は出るものの、誘致先の選定にあたっては、社会的に需要がある分野を学ぶものの方が、今後も学生を確保しやすく、安定的に継続して運営される可能性が高いことなどについても考慮すべきであると考えます。

大学誘致の効果は、誘致する学部、学科により大きく異なることとなりますので、大学ならばどこでも良いから誘致するという考え方はいかなものかと思われます。市の実施するまちづくりの施策の中で、何のために、どのような大学のどういった学部・学科を誘致しようとするのがという点が大変重要であると考えます。

(3) 公的支援の内容

補助金の交付は、大学誘致の方策として考えられる主要な施策の一つではありますが、誘致の方策は補助金の交付に限定されるものではありません。公共用地の譲渡や貸与、民間用地の斡旋、大学周辺における公共インフラの整備など様々な支援方策が考えられます。具体の支援策は、大学と市が協力してまちづくりを進める為に、最も効果をあげることができる環境を整備するという視点から検討すべきです。なお、公共インフラの整備は、管理運営費などを含めたライフサイクルコストを勘案して、企画立案する必要があります。

また、仮に用地の無償貸与が実行される場合、無償で大学用地が確保できる代わりに、法律上無償貸借契約となり、第三者への法的対抗要件がなく、借手となる大学側の立場は大変弱いものとなります。仮に大学用地を貸主が第三者に売却した場合、大学側は使用貸借の権利を主張できなくなってしまうことから、大学を永続させるためには、法的な権利を確保の手立てを考える必要があります。

いずれにしろ、支援策の内容や規模等については、市民の多数が納得できるものでなければなりません。

(4) 補助金の交付

佐倉市は、これまでに総合病院を誘致した実績を2件有しています。大学誘致と病院誘致を比較した場合、大学の開設は、病院の開設ほどの直接的な便益を市民に与えるものではないことから、大学誘致の伴う補助金の規模は、過去に行った病院誘致を上回る規模の補助金支出は適当ではないと思われます。

また、補助の実施にあたっては、国・県などの補助制度の活用の可能性についても検討すべきであると考えます。

(5) 継続性の確保

各大学は、少子化の進展の中で、それぞれ生き残りをかけた、学生の確保競争を繰り広げている状況です。そのような中で、大都市におけるキャンパス建設規制が緩和されたことにより、交通の便が良く、より学生を確保しやすい大都市中心部へキャンパスを移転する動きが出ています。いったん誘致に成功した大学が、再び都心等へ回帰・転出してしまふ事例も発生していることから、誘致に際しては、進出した大学が長く佐倉市に留まり、市が行うまちづくりに協力をしてもらえるかを見極める必要があります。

また、万一大学が撤退した後も、整備された施設や、インフラ整備などの投資が無駄にならないように、危機管理の視点で事前に検討をしておく必要もあります。

3. 重視すべき視点について

公金の支出を伴う以上、大学誘致により、経済的効果があるかどうかは当然考えなければならない事項であります。しかし大学誘致の場合は、経済的効果を重視するだけでは十分とは言えません。教育、福祉、地域の活性化などの行政文化における効果が重要であり、それらの分野における政策的な目的と期待される効果を明確にする必要があります。

当懇話会としては、「何のために大学を誘致するのか」という問いに対して、公共の福祉のためという一般的な回答に留まるのではなく、地域政策におけるどの分野へ、どのような効

果を期待するのかという政策的な意図を明らかにすることが重要であるという点を特に申し上げたいと思います。

補助金の規模などの公的支援の内容等については、その時点時点における社会経済事情など諸般の状況に左右されることもあります。しかし、そもそも何を目的として大学を誘致しようとするのか、その政策的な意図が明らかになってさえいれば、たとえ、誘致にあたっての一定以上の条件を提示することとなっても、逆に、佐倉市の示す条件を満たす大学に来てもらうというような市側に有利な形での誘致を行うとしても、施策に対する事前の議論を尽くすことが可能となり、結果として市民の理解を得た形での整理がおのずと進むものと考えます。

4. 資料

- (1) 当懇話会において実施した調査の結果
 - ① 他団体における誘致事例調査
- (2) その他の資料
 - ① 佐倉市の状況
 - ② 佐倉市におけるこれまでの施設誘致実績
 - ③ 佐倉市の企業誘致制度
 - ④ 他市における大学誘致の状況
 - ⑤ 大学誘致による経済波及効果調査報告（抜粋）
 - ⑥ 佐倉市市民意識調査結果（抜粋）